

## 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解

平成21年1月14日  
労働政策審議会職業安定分科会

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会において「第2次勧告」がとりまとめられ、将来的なハローワークの縮小及び全面的な地方移管、都道府県労働局のブロック機関化等を実施すべき旨の勧告が示された。これに関して当分科会としては、下記のとおり見解を表明する。

同委員会の「第2次勧告」を受けた今後の政府の対応を検討するに当たり、下記見解を十分に踏まえ、適切な対応がなされることを望む。

### 記

#### 1. ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある。これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

## 2. 都道府県労働局のブロック機関化について

都道府県労働局では、雇用均等業務、個別労使紛争の調整、労働者派遣事業者等への指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収、雇用対策に関する都道府県との調整、都道府県ごとの経済情勢に応じた最低賃金の決定等の業務を自ら行っている。

職業安定行政の関係をみても、都道府県労働局のブロック機関化については、以下のような問題点があり、これらの点を十分に考慮した上で慎重に検討すべきである。

- ① 都道府県や地元の労使団体等との関係が疎遠になり、雇用対策における地方公共団体や関係団体との連携・協力ができなくなるなど、地域の特性等を踏まえた雇用対策の推進に支障が生じること。
- ② 労働者派遣事業等に係る相談や労働者派遣事業者等への指導監督、助成金の審査等を行う部門がブロックに一つとなり、利用者にとって利便性が大きく損なわれるとともに、事業所の実態把握や機動的な指導等ができなくなること。
- ③ これらの業務を仮にブロック機関でなく、ハローワークで行わせるとすれば、求人企業がハローワークを使いにくくなることに伴う求人確保機能の低下や、雇用対策における都道府県との連携・協力を効果的に行う機能の低下、労働者派遣事業者等への指導監督機能の低下につながること。